

### 設置認可を予定している施設の概要2

No	区 分	内 容	
1	意見聴取の内容	保育所からの移行による幼保連携型認定こども園の設置認可	
2	施設 の 名 称	(仮) 佐野こども園 (現 佐野保育園)	
3	所 在 地	横須賀市佐野町5-7	
4	設 置 者	社会福祉法人横須賀市社会事業協会 会長 加藤 達男	
5	開 設 予 定 日	令和3年4月1日	
6	設 置 認 可 に 至 る ま で の 経 緯 の 概 要 等	これまで定員90人で保育所を運営してきたが、来年度から新たに1号認定子どもを受け入れ、幼保連携型認定こども園に移行する。認可基準を満たす園庭もあり、既存保育所を一部改修することにより移行する。この移行に伴い、保育所は廃止する。	
7	施設 の 概 要	敷地面積	1033.09㎡ (借地) (令和18年3月までの賃貸借契約あり)
		建築面積	368.08㎡
		延床面積	553.71㎡
		構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
8	令和3年度定員	98人 (現在の認可・利用定員 90人)	
9	子どもの内訳 及び学級数	【1号 8人(0)】 3才2人(0)、4才3人(0)、5才3人(0) 【2号54人(54)】 3才18人(18)、4才18人(18)、5才18人(18) 【3号36人(36)】 0才6人(6)、1才15人(15)、2才15人(15) ※( )内の人数は現在の定員数 【学級数】 3学級【3才児(1)、4才児(1)、5才児(1)】	
10	職 員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で15人(13)以上】 園長1人(1)、副園長1人(0)、主幹保育教諭1人(0)、保育教諭20人(19)、 調理員3人(3)、事務員1人(0)、用務員1人(1)、学校医(嘱託)1人(1)、 学校歯科医(嘱託)1人(1)、学校薬剤師(嘱託)1人(0) 【合計31人(26)】 ※( )内の人数は現在の人数 ※主幹保育教諭及び保育教諭は常勤換算後の人数	
11	設 備 等	乳児室(ほふく室)2、保育室4、一時預かり保育室1、職員休憩室1、 調理室1、職員室(保健室兼用)1、子育て支援相談室1、便所(園児用 4か所・職員用4か所)、沐浴室1、調乳コーナー、駐車場6台 等 【園庭】532.31㎡ (必要園庭面積449.5㎡)	
12	子育て支援事業	別紙「子育て支援事業実施調書」の2事業を実施予定	
13	資 産 の 状 況	総資産額約11億370万円(令和2年3月31日現在)	
14	そ の 他	・ 保育所は廃止 ・ 一時預かり事業(一般型)を継続実施予定	

<b>設置者や現在運営している施設等の沿革</b>	
(昭和 22. 10) (昭和 23. 3) (昭和 23. 5) (昭和 27. 5) (昭和 52. 3) (平成 8. 11) (平成 16. 4)	横須賀市社会事業協会設立（生活困窮者や失業者への援護等を目的） 佐野保育園を定員 55 人で開園 認可保育所となる 社会福祉法人横須賀市社会事業協会発足 園舎を増改築し 55 人から 60 人に定員増 園舎を増築し 60 人から 75 人に定員増 75 人から 90 人に定員増
<b>施設の設置に至った動機・施設設置にあたっての抱負等</b>	
<p>保護者の就労環境が変化しても、通いなれた園で継続して、教育・保育が受けられるようにとの思いから幼保連携型認定こども園に移行することとしました。</p> <p>現在、当園は地域の子ども及び保護者を対象に一時預かり保育事業を行っており、その保護者の中には、就労上の理由ではなく子育ての不安から利用している場合も多くみられますが、地域の保護者の育児不安解消に貢献できるよう、移行後もこの一時預かり保育事業を継続していきます。</p> <p>また、小学校との連携を図り、卒園後の子どもたちが円滑に小学校教育を受けられるよう、教育・保育を提供していきたいと考えています。</p>	

## 子育て支援事業実施調書

### 事業内容

事業番号	事業名	内容（目的，対象，実施回数など）
④	機関連絡調整事業	地域の子育て等に関する相談及び援助並びに保育サービスの利用調整を随時行う。
③	一時預かり事業	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において保育が一時的に困難となった生後6か月～未就園児の子供を、月～金曜日の間で週3回まで保育を実施する。

下記の①～⑤の事業のうち2つ以上の子育て支援事業を行っていただくようお願いいたします。ただし、④については必須事業となります。従って、④を含めて2つ以上の事業について記載してください。

※「事業番号」欄には以下の番号を記入してください。

- ①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言その他必要な援助を行う事業
- ②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

※根拠：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

（認定こども園法）第2条第12項及び同法施行規則第2条





位置図

佐野町5-7  
(仮)佐野こども園

至 衣笠十字路

至上町

黒道26号横須賀三線

佐野保青園

佐野町5丁目

曹源寺

県立横須賀高等学校  
グラウンド